



予防接種の意識や重要性はまったく変わりません

接種義務が

努力義務に緩和

予防接種法が改正

今まで義務づけられていた予防接種が、今回の改正で努力義務に改められました。

しかし、予防接種の意義や重要性はこれまでとまったく変わるものではありませんので、次の点に留意し、正しい接種をすすんで受けるようしましょう。

対象年齢等

●三種混合・ポリオ生ワクチン・日本脳炎・麻しん（はしか）は90ヶ月（7才半）まで受けられるようになりました。

●新しく幼児と小学生・中学生の男子に、風しんの予防接種が加わりました。ただし、幼児の風しんは、麻しんの接種が済んでいることが原則です。

●ツベルクリン・BCG接種年齢は、今までと同じ48カ月（4才）までです。

●今までBCGは、陰性4mm以下の方に行いましたが、平成7年4月からは9mm以下の方に接種します。

通知方法について

●麻しんを除く予防接種は、集団接種で実施し、標準的な接種年齢の該当者に通知します。

※くわしいことは、環境衛生課（市内線265）までお問い合わせください。

予防接種を受けるとき

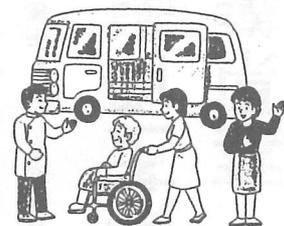
●予防接種の「問診票」が「予防票」に変わり、予防後、保護者のサインが必要となります。

●当日は、接種を受けるお子さんの健康状態をよく知っている保護者の方が予防票を責任をもって記入し、連れてきてください。

●保護者に代わって、代理人の方が連れてこられる場合は、代理人選任届が必要となります。

●体温は、当日実施会場で測定します。（体温計は町で用意します）

●母子健康手帳は必ずお持ちください。



4月オープン 坂田苑デイサービスセンター

入浴サービス・給食サービスを提供

坂田池畔養護老人ホーム内にデイサービスセンターが開設されました。

センターでは、おとしよりの社会的孤立感の解消や心身機能の維持、介護家族の身体的・精神的な負担の軽減などを図ることを目的として、在宅の虚弱・ねたきり等のおとしよりに、入浴サービスなどの各種サービスを提供します。

センターのバスによる送迎もありますので、ぜひご利用ください。

サービスを利用できる方
概ね65歳以上のおとしよりで、虚弱、ねたきり、痴呆のために日常生活を営むのに支障がある方が対象となります。

費用
1回 800円

サービスの内容

- 基本事業
 - ①生活指導
 - ②日常動作訓練
 - ③養護
 - ④家族介護者教室
 - ⑤健康チェック
 - ⑥送迎

●通所事業

- ①入浴サービス
- ②給食サービス

問い合わせと申し込み

横芝町役場福祉課（☎82-1111）まで